

平成 28 年 7 月 26 日

平成 28 年度「熊本地震復旧等予備費」の使用について

【環境省分】

○熊本地震に係る災害廃棄物処理事業

熊本地震により大量の災害廃棄物が発生していることを踏まえ、特に緊急的な財政支援が必要と考えられる市町村に対し、災害等廃棄物処理事業費補助金等による支援を実施。

<連絡先>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課 干場、田中

TEL 03-5521-8337 (直通)

FAX 03-3593-8263

E-mail hairi-shisetsu@env.go.jp

○ 熊本地震により、局所的に大量の災害廃棄物が発生していることも踏まえ、熊本地震復旧等予備費を活用して自治体の負担を軽減し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を支援する。

◆ 災害等廃棄物処理事業費補助金（335億円）

➢ 市町村の行う災害廃棄物の収集・運搬及び処分等に要する費用を補助



① 仮設トイレのし尿
収集・運搬及び処分



② 片付けごみの
収集・運搬及び処分



③ 損壊した家屋等の解体、
がれきの収集・運搬及び処分

◆ 災害廃棄物処理基金（災害廃棄物処理促進費補助金）（5億円）

➢ 災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して行う災害廃棄物処理事業において、当該市町村の財政力に比して特に過大な負担が生じる場合、本基金を活用し地方負担額をさらに軽減（市町村の財政力等により異なるが、基金活用による支援と地方財政措置の拡充を組み合わせることで措置割合は97.5%以上となる）